

国立大学法人東京外国語大学経営戦略 会議規程

〔平成19年 9月11日〕
規則第 64 号

改正 平成21年 3月31日規則第14号 平成24年 3月13日規則第 1号
平成26年 3月18日規則第18号

(設置)

第1条 国立大学法人東京外国語大学（以下「本学」という。）に、全学的な意見を集約し、本学の経営戦略を審議することにより、学長の円滑な意志決定を支援する組織として経営戦略会議を置く。

(組織)

第2条 経営戦略会議は、次に掲げる者で組織する。

- (1) 学長
- (2) 理事
- (3) 副学長
- (4) 学長特別補佐
- (5) 大学院研究院長
- (6) 学部長 2名
- (7) アジア・アフリカ言語文化研究所長
- (8) 留学生日本語教育センター長
- (9) 附属図書館長
- (10) 総合情報コラボレーションセンター長
- (11) 事務局長
- (12) その他学長が指名する者

(所掌事項)

第3条 経営戦略会議は、次の事項を所掌する。

- (1) 経営戦略に関する事項
- (2) 教育研究の将来構想に関する事項
- (3) 学長又は、役員会の企画・立案の支援及び執行に関する事項
- (4) 概算要求に関する事項
- (5) 資源配分に関する事項
- (6) 予算の作成、執行及び決算に関する事項
- (7) 人事制度に関する事項
- (8) その他学長又は役員会から委託された事項

(任期)

第4条 第2条第1 2号により学長が指名した者の任期は、学長が定める。ただし、学長の任期を超えることができない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 経営戦略会議に議長を置き、学長をもって充てる。

2 議長は、会議を主宰する。

3 議長に事故あるときは、あらかじめ議長の指名する理事がその職務を代行する。

4 会議は、構成員の過半数の出席をもって成立し、その議決は、出席者の過半数による。
ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(構成員以外の出席)

第6条 議長は、必要に応じ、構成員以外の者(学外者を含む。)の出席を求め、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 会議に、必要に応じ第3条に定める所掌事項について、専門部会を置き、専門的に調査、検討させることができる。

2 専門部会に関し必要な事項は、別に定める。

(大学改革強化事業推進本部)

第7条の2 国立大学改革強化事業等に関する企画立案を行うため、当分の間、会議に大学改革強化事業推進本部(以下「推進本部」という。)を置く。

2 推進本部に議長を置き、学長をもって充てる。

3 議長は推進本部を統括する。

4 推進本部に構成員をおき、次に掲げるものをもって充てる。

(1) 理事

(2) 副学長

(3) その他学長が指名する教職員

5 会議の所掌事項のうち国立大学改革強化事業等に関する事項については、議長の決定をもって経営戦略会議の議決とする。

6 前項の決定を行う場合、議長は国立大学法人東京外国語大学役員等に関する規程第14条により役員会の議決を受けるとともに、決定後速やかに、会議に報告しなければならない。

7 この規程に定めるものを除き、推進本部の組織について必要な事項は別に定める。

(庶務)

第8条 経営戦略会議に関する庶務は、関係課等の協力を得て、総務企画課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、経営戦略会議に関し必要な事項は、経営戦略会議が定める。

附 則

1 この規程は、平成19年9月1日から施行し、平成19年9月1日から適用する。

2 この規程の施行後、最初に指名される第2条第9号の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

3 国立大学法人東京外国語大学将来構想会議規程(平成18年規則第1号)、国立大学法人東京外国語大学大学運営会議規程(平成16年規則第51号)、国立大学法人東京外国語大学財政企画室規程(平成16年規則第100号)及び国立大学法人東京外国語大学人事企

画室規程（平成16年規則第109号）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。